

案内

10月は自転車の安全利用・ヘルメット着用推進月間

令和6年中、岐阜県では自転車利用中の死者は7人で、そのうち6人(うち市内1人)はヘルメットを着用していませんでした。また全国では、自転車が加害者となる交通事故で、高額な損害賠償命令が出された事例もあります。

県では条例で、自転車損害賠償責任保険への加入義務が定められています。さらに、令和5年4月からは、道路交通法ですべての年齢の自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。

自転車利用者は交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

詳しくは、危機管理課(☎47-7385)へ。



多目的交流イベントハウスを閉館します

多目的交流イベントハウスは、施設老朽化により解体を行うため、令和8年2月28日で貸室利用を停止し、3月31日で閉館します。

今後は、地区センターやスイトピアセンターなどをご利用ください。

詳しくは、市民活動推進課(☎47-7169)へ。

守屋多々志美術館の機能を移転します

守屋多々志美術館は、施設の老朽化のため、令和8年3月31日をもって閉館します。

当面の間、展示や講座などは、スイトピアセンターで実施します。

詳しくは、守屋多々志美術館(☎81-0801)へ。

快適な暮らしを支える下水道 下水道に流すと良くないもの

下水道は何を流してもいいというわけではありません。

水に溶けにくいティッシュ・紙おむつ・生理用品などをトイレに流すこと、食べ残しなどの固形物、天ぷら油の廃油などを台所に流すことは、排水管の詰まりの原因となります。

またトイレに流せるティッシュ・掃除シートなどであっても、一度に大量に流さず、少量ずつ流すようにしてください。

一人一人がルールを守り、下水道を正しく使いましょう。

詳しくは、下水道課(☎47-8713)へ。



市営丸の内駐車を休止します

市営丸の内駐車場は、施設老朽化により解体を行うため、令和8年6月30日をもって同駐車場の利用を休止します。ご理解ご協力をお願いします。

詳しくは、交通政策課(☎47-7386)へ。

スイトピアセンターの改修工事を行います

スイトピアセンターの学習館・文化会館で、老朽化した施設の改修のため、下表の工事を予定しています。

工事期間中は、騒音や振動が発生する見込みです。

利用者の皆さまには、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

詳しくは、文化振興課(☎47-8067)へ。

学習館 北棟西外壁改修工事	
工期 / 令和8年9月まで	
文化会館 3・4階トイレ改修工事	
工期 / 10月～令和8年2月	

審議会などの傍聴ができます

定例農業委員会		担当：農業委員会事務局（☎47－8614）
10／6（月）	14:00～	市役所 8 階 大会議室
・ 農地の権利移動や転用について ほか		
第 2 回廃棄物減量等推進審議会		担当：環境政策課（☎47－8638）
10/21（火）	14:00～	市役所 6 階 会議室 6－3・4
・ 大垣市一般廃棄物処理基本計画策定について		

「おくやみ手続きナビ」を10月1日から利用できます

令和7年10月1日から、死亡に伴う各種手続きをご案内するWEBサービス「おくやみ手続きナビ」の運用を開始します。

ご遺族は、ご自宅などからスマートフォンやパソコンを使って簡単な質問に答えるだけで、必要な手続きや持ち物などを確認できます。

詳しくは、市HPをご覧ください。窓口サービス課(☎47-8763)へ。



市HP

遠隔手話通訳サービスを開始しました

障がい福祉課窓口で、タブレット端末を用いて手話通訳を行う「遠隔手話通訳サービス」を開始しました。

手話通訳者が不在の際も、テレビ電話機能でつながった通訳者を介し、手続きや相談を円滑にいただけます。

ご利用の際は、障がい福祉課窓口で、職員にお申し出ください。

詳しくは、障がい福祉課(☎47-7298、FAX81-5500)へ。

母子家庭等・父子家庭医療費助成制度

受給者証の更新申請

母子家庭等・父子家庭医療費助成制度の対象者(下表)に、新しい受給者証と更新申請書を、10月中旬に発送します。

郵送された申請書に、必要事項を記入して、同封の返信用封筒で郵送してください(窓口での申請は混雑が予想されます)。

なお、現在ご利用の受給者証の有効期限は、10月31日です。11月1日以降は、新しい受給者証を医療機関に提示してください。また、有効期限が切れた受給者証は細断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、国保医療課福祉医療・後期医療グループ(☎47-8140)へ。

制度名	対象者
母子家庭等医療費助成制度	平成19年4月2日以降に生まれた子を扶養する配偶者のない母親とその子など
父子家庭医療費助成制度	平成19年4月2日以降に生まれた子を扶養する配偶者のない父親とその子

※本人、配偶者、扶養義務者などに所得制限あり

年に1度の健康チェック 健康診査を新しい生活習慣に！

健康診査を実施しています。対象者には受診票を送付していますので、紛失などで受診票の再交付をご希望の場合は、下表の問合せ先までご連絡ください。

▶受診方法／受診票に同封されている「実施医療機関一覧表」の指定医療機関へ事前に電話予約のうえ、受診してください

▶持ち物／マイナ保険証または資格確認書、受診票、受診料

	国民健康保険 特定健康診査 <40～74歳>	ぎふ・すこやか健診 (後期高齢者健康診査) <75歳～>	ぎふ・さわやか口腔健診 (後期高齢者口腔健康診査) <75歳～>
目的	生活習慣病の早期発見と早期治療	生活習慣病の早期発見と早期治療	口腔機能低下や肺炎などの疾病予防
対象	4月1日から健診当日まで国民健康保険に加入している人で、昭和25年9月1日～昭和61年3月31日生まれの人	昭和25年8月31日以前に生まれた人または、令和7年8月31日までに障がい認定により後期高齢者医療被保険者となった人	
検査項目	問診、身体計測、身体診察、血圧測定、血液検査、尿検査、COPD健康調査(医師が必要と認めた場合、心電図検査と眼底検査を実施)	問診、身体計測、身体診察、血圧測定、血液検査、尿検査(医師が必要と認めた場合、心電図検査を実施)	問診、歯の状態・しゃく能力・舌機能・えん下(飲み下す)機能の評価など
受診料	500円	500円	300円
受診期限	令和8年1月31日(土)	令和8年1月20日(火)	
問合せ	国保医療課 国民健康保険グループ(☎47-8132)	国保医療課 福祉医療・後期医療グループ(☎47-8140)	